

愛知・名古屋の魅力溢れる品々を全国へ！ 地域ブランド認定制度『なごみやげ』募集要綱

2026年4月
名古屋商工会議所

「なごみやげ」は、当地の優れたモノづくり技術に裏打ちされた商品や、地域資源を活用した特長ある商品の認定を通じて、愛知・名古屋の魅力を広く発信する新たな取り組みです。

既に定評を得ている人気商品から、知る人ぞ知る商品に至るまで当地の良い物を再認識いただくとともに、当地の魅力を幅広く発信します。

貴社のイチオシ商品の販路拡大はもとより、商品の磨き上げ、ブラッシュアップ等も力強く後押しいたします。自慢の逸品のご応募をお待ちしております。

1. 募集対象

- 【分野】 (1) 食品部門（菓子、飲料、調味料、特産食品など）
(2) クラフト部門（工芸、生活雑貨、食器、アクセサリーなど）

【条件】 下記条件全てに該当するもの

共通	① 愛知・名古屋地域に関わりのある品(※)であること (※)事業所所在地、製造・加工地、原材料生産地等のいずれか ② 自社のオリジナル商品であること（製造委託は可、仕入れ販売は対象外） ③ 安心・安全な商品であること ④ 商標権その他第三者の権利を侵害していない商品であること
食品部門のみ	⑤ 賞味期限は5日以上あることが望ましい ⑥ 「食品衛生法」に適合し、所轄保健所の食品衛生監視表の「一般的な衛生管理に関する事項」の項目遵守

2. 認定基準

セールスポイント	地域性	○当地の特色・文化、技術等の反映
	独自性	○商品のストーリー性 ○創意工夫やアイデアに富んだオリジナリティや発想 ○商品の魅力
	デザイン性	○見た目の美しさやデザイン性
販売価格の適正理由	品質性	○技術の高さ・品質・安全性・信頼性 ○類似品との差別化 ○適正な価格 ○美味しさ（食品部門のみ）
	成長性	○マーケティングに基づいた商品づくり ○今後の成長性
地域社会貢献	社会性	○贈答品として喜ばれ、普段使いもできる品 ○環境・地域社会への配慮、SDGsの視点 ○伝統・技術等の次世代へ繋ぐ取組み、職人・作り手支援

3. 審査方法

【1次審査】 ○書類審査（応募内容を事務局にて審査）

【2次審査】 ○商品の現物を確認（食品部門は試食・試飲）

○応募事業者同席にて、バイヤー、専門家等で構成する審査員による審査

※認定は、食品部門・クラフト部門ともに10品程度を予定しております

※複数ご応募いただきましても、認定は部門に関わらず1事業者につき1商品といたします

※結果は、1次・2次共に審査終了後、応募者全員にメールにて通知いたします

4. 認定特典

【発信】

- 認定商品への「なごみやげ」ロゴマークの無償使用
- 「なごみやげ」Webサイト・パンフレットでの商品紹介
- 名古屋商工会議所Webサイト・会報誌・SNS等で広くPR

【販路拡大支援】

- 認定式、お披露目・交流会等への参加
(バイヤー・法人需要への売込支援)
- 名古屋商工会議所の事業等を活用した商談会・展示会等への優先案内

【相談・サポート】

- 商品ブラッシュアップや支援のための専門家とのマッチングサポート

※条件や事業内容によっては有料になる場合がございます



5. 認定事業者への依頼事項

- (1) 「なごみやげ」運用規定（別紙）を遵守すること
- (2) 認定品を継続的に生産・製造・供給する体制を整えること
- (3) 名古屋商工会議所へ認定品を2点（展示用梱包箱含む）提供すること
※食品部門：空箱をご用意いただき、現物の提供タイミングは別途相談

6. 応募方法

「なごみやげ」Webサイトよりお申込みください
<https://nagomiyage.nagoya-cci.or.jp/>



7. 応募締切とスケジュール

【応募締切】

令和8年5月29日（金）

【スケジュール】

6月上旬	1次審査	
6月下旬	2次審査	<ご出席をお願いします>
7月	認定品決定	
9月	認定式	

※スケジュールは変更する場合がございます

※2次審査・認定式の日程は、決定次第ご案内申し上げますのでご予約ください

8. 備考

- (1) 応募は、代表者名で申込をしてください
- (2) 2次審査日に完成品を準備し、製造許可などの法的要件を全て満たしてください
- (3) 提出された応募書類・データ、認定提供品等は返却いたしません
- (4) 個人情報については、名古屋商工会議所の「特定個人情報を含む個人情報保護方針」に基づき取り扱い、各種連絡及び情報提供のために利用させていただきます
(記載ページ <https://www.nagoya-cci.or.jp/meisho/privacy.html>)

9. 主催 名古屋商工会議所

10. 問合せ先 地域・商業振興部 都市魅力・商業グループ 担当：森 TEL：052-223-5731 E-mail：nagomiyage@nagoya-cci.or.jp

名古屋商工会議所 地域ブランド認定制度「なごみやげ」
運用規定

第1条（目的）

本規定は、名古屋商工会議所が行う地域ブランド認定制度「なごみやげ」の運営に必要な事項を定めたものである。

第2条（応募）

応募者は、応募時には、募集要綱1の条件を全て満たすことを確認し、当運用規定を遵守し、次の各号に留意する。

- （1）応募及び審査のために要する経費は応募者の負担とする
- （2）提出された応募書類・データ、認定提供品等は返却しない
- （3）商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行う等、応募事業者自身の責任において対応する

第3条（認定）

- （1）名古屋商工会議所は、募集要綱2の認定基準に則り、認定を行う
- （2）認定対象分野は、食品部門とクラフト部門とする
- （3）審査方法は、募集要綱の3の通りとし、認定は、専門家等で構成する審査委員会の審査を経て名古屋商工会議所が決定する
- （4）認定数は、原則として一事業所につき一品とする
- （5）認定期間は、認定時から一年とする。ただし、認定者もしくは名古屋商工会議所から特段の申し出がない場合は自動更新する

第4条（届出）

認定された事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに届け出を行う。

- （1）事業所の名称、代表者、所在地等を変更したとき
- （2）事業活動を中止・廃止、認定商品に関わる変更が生じたとき
- （3）その他、応募時の記載事項に変更が生じたとき

第5条（損害に対する責任）

応募された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えた場合や、認定品の品質・流通・販売等において生じたトラブルや事故等については応募者の自己の責任で解決するものとする。

第6条（認定の取り消し）

認定された事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、名古屋商工会議所は認定を取り消すことができる。

- （1）認定商品の販売中止・事業活動の中止または廃止したとき
- （2）認定商品の違反・虚偽等が明るみに出たとき
- （3）公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が役員となっている事業者や法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者と判明したとき

付則 この規定は令和8年4月1日から施行する。